

俱楽部たより

2015.8



つるま法律俱楽部

残暑お見舞い申し上げます



日本弁護士連合会は、6月18日に詳細な「安全保障法制改定法案に対する意見書」を理事全員の一致で採択し、全国で反対運動を展開しています。また、愛知県弁護士会は、7月21日に「安全保障関連法案の衆議院採決の強行に抗議し、同法案の廃案を強く求める会長声明」を発表しました。

審議が進むにつれ、法案の本質は、後方支援と称して実は兵站（Military Logistics）と呼ぶ軍事行動の一環を担い、弾薬、核弾頭の運搬や提供も可能とする戦争支援法案であることがはっきりしてきました。また米国の軍事行動の支援を想定していることがはっきりしてきました。

ほとんどの憲法学者たちが違憲だと断じ、非常に多くの学者たちが反対の声を上げ、様々な立場の人々が反対運動を繰り広げています。国民の8割が内閣の説明不足を感じています。若者たちの間でも明確な反対意思を表明するデモ等の動きが出ています。

ところが、内閣は「首相の私がいうから間違いない」と独善そのものの態度を貫きます。「原発はアンダーコントロール」と言ったこの専制者は、「立憲主義は王政時代のもの」「ポツダム宣言は読んでいない」と述べ、戦争を火事にたとえて平然としています。足下からは「報道機関に圧力を」「法的安定性は関係ない」「戦争へ行きたくないというは自分中心、極端な利己的考えだ」等の発言が続出し、失言の真打ち麻生副総理は党内に「自分の気持ちを言いたいんだったら、法案が通ってからにしてくれ」と述べてオウンゴールに追い打ちをかけます。内閣と与党への内外からの信用は失われるばかりです。

日本の軍人・軍属戦没者約230万人、民間人戦没者約80万人、それだけでない国内外の深刻な惨禍を通じてようやく到達し戦後70年の間求め続けてきたわが国の平和主義と民主主義が、これほどの危機にさらされているときはありません。

法案の本質をしっかりとるとともに、将来の日本と平和のあり方を見つめ、声を上げることが求められています。

当事務所は、弁護士会が呼びかける行動に加わるとともに、「集団的自衛権行使に反対する昭和区の会」に参加し「やめて！戦争法案 瑞穂区の会」に関係しながら、広く皆さんと手をつないで戦争法案に反対しています。

今後の予定

①講演会 憲法学者 菅原 真氏（南山大学法学部教授）

テーマ「安保関連法案はなぜ違憲か」

8月24日（月）午後6：30～8：30・名古屋市高齢者就業支援センター5F大会議室

②集会・パレード 集まろう！川名公園パート2

8月30日（日）午後4：00～（全国100万人行動日）

昭和区川名公園（川名駅②出口又はエレベーター上）

①②は「集団的自衛権行使に反対する昭和区の会」主催

③愛知大集会・パレード 「愛知県弁護士会」主催

9月5日（土）午後5：30～ 白川公園

①～③の詳細は同封のチラシをお読みください。

④戦争法案をやめさせる総決起集会 「やめて！戦争法案 瑞穂区の会」主催

9月12日（土）午後6：00～名古屋市立大学 本部棟4F



署名のお礼

戦争法案を廃案にするための署名に多数の方にご協力いただき、ありがとうございました。

行事のお知らせ

介護保険制度と介護の現場から

講 師 ケアマネジャー 稲熊 久子（オレンジ居宅介護支援事業所）

日 時 9月5日（土）10：00～11：00

場 所 当法律事務所会議室

参加費 300円（法律俱楽部会員は無料）

講座終了後、支え合う会♪ぴーぷる♪茶話会を企画しています。

平和のつどい

講 師 孫崎 享（元外務省外交官）「昭和区平和のつどい実行委員会」主催

日 時 9月27日（日）13：30～16：30

場 所 名古屋柳城短期大学体育館（名古屋市昭和区明月町2-54）

法律講座

後見・遺言・空家問題

講 師 小野 万里子弁護士・天野 熱司法書士

日 時 10月31日（土）10：00～12：00

場 所 昭和区松栄コミュニティーセンター（定員40名）

行事報告

新穂高温泉郷プラチナコースに参加しました。（5／16～17）

奥飛騨温泉郷「深山荘」は、焼きたて・揚げたての美味しい料理と川がすぐ横に流れる露天風呂。最高のお宿でした。

2日目の新穂高はロープウェイで頂上に着くと360度真っ青な空と残雪の大パノラマ、最高のお天気と最高の景色でした。その後、自分のペースでのんびりと上高地を散策することができました。つるま法律倶楽部のツアーは無理のない行程で安心して参加することができました。また機会があれば参加したいです。

（会員T）



行事報告

7月4日法律講座

「急増する高齢化社会の消費者トラブル・あなたも狙われています」

鶴舞総合法律事務所

弁護士 安井 一大

「急増する高齢化社会の消費者トラブル」というテーマで、特にクーリングオフに焦点を当てて法律講座を行いました。消費者被害に関するDVDを観賞した後、DVDで取り上げられていた事例を素材として、訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、訪問購入の場合について、クーリングオフができるかどうか、クーリングオフをするにはどうしたらよいかを学習しました。クーリングオフは消費者にとって強力な権限ですが、行使できる期間が原則として8日間に限られています。契約を締結してしまったものの、少しでもおかしいなと思ったら、弁護士、消費生活センターなど、早目に相談してみる必要があります。

参加された方の中で、契約締結には至っていないものの取り上げた事例のほとんど全てを経験したことがある、という方がいらっしゃったのは驚きました。その方は懸命にも怪しいと判断して被害は回避されましたが、今後、より信憑性の高い訪問販売などが登場する可能性は十分にあります。消費者を狙う業者は、あの手この手で迫ってくるものです。また、気づいたときにはクーリングオフ期間を経過していることも多いでしょう。このため、クーリングオフ以外の救済手段などについても、今後も継続して学習会を開催していければと思います。

（当日参加者の方から）

法律講座に参加した10日後の話です。

元気のよい中年の男性から自宅の電話に「〇〇さんおいでですか？ 医療保険料が32,890円払い戻されます。手続きのお知らせをしましたが、返事がなく、締め切りが過ぎてます。今、手分けして直接連絡をしています。」

その後、相手から聞かれるままに、携帯番号、生年月日、払い込み口座を私は教えてしました。すぐに、キャッシュカードを持って近くのATMに来るよう言われました。私は、先日、法律事務所で聞いた話に似ていて変だなあと思いました。近くにいた夫が、そんなうまい話はない、いつもの法律事務所に相談してみなさいと言われ、すぐに電話をしたところ、「還付金詐欺だと思います。絶対に行かないでください。落ち着いて、警察へ電話して指示に従って…」とのこと。結局、自宅に警察の方が来られ、還付金詐欺に遭わずに済みました。ATMでお金が戻ってくることは絶対にありません。

法律講座で聞いたとおり、わたしも狙われたのです。法律講座に参加したからこそ、騙されずにすみました。今後も法律講座には参加していきたいです。

（法律倶楽部会員 T.O. 77才）

つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談を気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？
- お一人で悩んでいませんか。
- まずは、気軽に法律事務所へ電話でお尋ねください。

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

電話予約の際にお尋ね下さい。

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話でもお受けできます。



低山歩こう会

8月30日（日） 富士見台高原（長野県阿智村標高1,739m）～横川山（標高1,619m）
10月24日（土） 八高山（静岡県島田市・掛川市 標高832.1m）



どなたでも参加いただけます。事務所まで連絡下さい。詳しい案内をお送りします。

支え合う会♪ぴーぷる♪

支え合う会♪ぴーぷる♪は2015年2月14日に発足し、現在会員は30名になりました。
この間、茶話会で困り事や体験談などの情報交換をしたり、病院付き添いの支援の利用もありました。今後も勉強会や茶話会など企画していきますので、一度ご参加してみて下さい。

※詳細は事務所までお問い合わせ下さい。

川 柳

- ・どちらどる 人の命と 経済と (会員T・O)
- ・原発は 事故が起きたら 想定外 (会員T・O)
- ・猛暑でも 食欲体重 増加中 (会員O・K)



つるま法律俱楽部会費納入のお願い

つるま法律俱楽部は6月から新年度になりました。今年度の会費が未納な方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願ひいたします。

尚、住所変更、退会等は連絡をお願いいたします。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851